

原油価格・物価高騰に係る支援制度

商工業等 への支援	事業 継続 支援 金	燃料費高騰対策 等事業継続支援 事業	市独自	[申請期間] 令和4年 7月1日～ 9月30日	<p>(1) 売上減少対応支援金</p> <p>新型コロナに加え、燃油及び物価の高騰の影響を受け、売上が減少した事業者を支援します。</p> <p>◆対 象：令和4年1月～6月の任意の1カ月の売上高が、平成31年～令和3年のいずれかの年の同月比20%以上減少した個人事業主及び中小企業（小規模事業者含） ※農林水産業を除く</p> <p>◆内 容：上記算定期間の売上高の差額について、下記金額を上限として支給 個人事業主：10万円 法人（年間売上高1億円未満）：10万円 法人（年間売上高5億円未満）：15万円 法人（年間売上高5億円以上）：30万円</p>	市商工観光課 Tel内線 3112・3119
				<p>(2) 燃料費等高騰対応支援金</p> <p>燃油価格高騰の影響を受ける事業者に対し、燃料代の一部を支援します。</p> <p>◆対 象：個人事業主及び中小企業（小規模事業者含） ※農林水産業を除く</p> <p>◆内 容：令和4年1月～6月の6か月間における光熱水費・燃料費の合計×下記品目別価格上昇率の計 ※支給上限額は(1)同様 ガソリン・軽油・灯油：20% ガス・電気：5%</p>	※(2)(3)は、 いずれかのみ申請 可能です。	
				<p>(3) 運輸関連事業者等支援金</p> <p>燃油価格高騰の影響を特に大きく受けている運輸関連事業者（一般貨物運送、貸切バス、タクシー、代行業者）に対し、給付金を支給します。</p> <p>◆対 象：県が実施する運送事業者原油価格高騰支援給付金または運輸関連事業者への補助金を受給した事業者、代行業者</p> <p>◆内 容：保有台数に応じた燃料費高騰に対する助成 大型トラック：3万円/台、 中型以下トラック：2万円/台 貸切バス ：3万円/台、 タクシー・代行 ：2万円/台</p>		

農業関連	補助金	農業用加温施設 緊急支援事業	市独自	実施中 [申請期限] 令和4年 8月31日	加温施設等を用いて施設園芸等を実施する農業者に対し、施設栽培面積に応じ燃料代の一部を支援します。 ◆対象：加温施設において農作物を栽培している市内在住の農業者で、農業委員会が整備する農地台帳上の耕作者 ◆内容：さくらんぼ、いちご 48,000円/10a 野菜、花き、その他 22,000円/10a	市農林課 TEL内線 2757
------	-----	-------------------	-----	--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

【参考】県のおもな支援制度

原油価格・物価高騰 緊急支援給付金 ※実施準備中

新型コロナに加え、原油・原材料価格や物価の高騰の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、令和4年4月から6月のいずれかの月の売上が、令和元年から令和3年のいずれかの年の同月と比較して、30%以上減少している県内の中小企業・小規模事業者に対して、給付金を支給。

[給付額] 法人10万円、個人事業者5万円

※運送事業者原油価格高騰支援給付金との併給はできません

運送事業者原油価格 高騰支援給付金 (受付：6.22～8.1)

燃料費高騰により厳しい経営状況に置かれている貨物運送事業者に対して、事業継続を支援するための給付金を支給。

[給付額] トラックの保有台数に応じ1台当たり6万円

[対象車両] 県内の事業所で所有する車両（リースを含む）かつ山形運輸支局に登録された車両

※原油価格・物価高騰緊急支援給付金との併給はできません

詳しくは、県のHPなどで、ご確認ください。